

岡山市衛生事務委任規則(平成6年3月31日 市規則第61号)

第2条

市長は、地方自治法第153条第1項の規定により、次に掲げる事務を食肉衛生検査所長に委任する。

(1) と畜場法(昭和28年法律第114号)に規定する事務のうち次に掲げるもの	ア 第7条第6項の規定による衛生管理責任者設置(変更)届出の受理に関すること。
	イ 第10条第2項の規定による作業衛生責任者設置(変更)届出の受理に関すること。
	ウ 第13条第1項第1号の規定による自己用と殺の届出の受理に関すること。
	エ 第13条第3項の規定による指示に関すること。
	オ 第14条第1項、第2項及び第3項の規定による検査の実施(同条第4項の準用も含む。)及び第4項の規定による検査不要の決定に関すること。
	カ 第16条の規定による措置命令に関すること。
(2) と畜場法施行令(昭和28年政令第216号)に規定する事務のうち次に掲げるもの	キ 第17条第1項の規定による報告の徴収、立入検査及び措置の実施状況の検査に関すること。
	ア 第4条第2号の規定によると殺場以外でと殺する場合の許可に関すること。
	イ 第5条第1項第1号から第3号までの規定による許可申請書の受理に関すること。
(3) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)に規定する事務のうち次に掲げるもの	ウ 第9条の規定による検印の押印に関すること。
	ア 第3条の規定による許可に関すること。
	イ 第6条第1項の規定による変更許可に関すること。
	ウ 第6条第3項の規定による変更届出の受理に関すること。
	エ 第7条第2項の規定による承継の届出の受理に関すること。

(3) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)に規定する事務のうち次に掲げるもの	オ 第8条の規定による食鳥処理の事業許可の取消し等に関すること。
	カ 第9条の規定による改善命令等に関すること。
	キ 第12条第6項の規定による食鳥処理衛生管理者の設置及び変更届出の受理に関すること。
	ク 第13条の規定による食鳥処理衛生管理者の解任命令に関すること。
	ケ 第14条の規定による休廃止等の届出の受理に関すること。
	コ 第15条第1項、第2項及び第3項の規定による食鳥検査に関すること。
	サ 第15条第6項の規定による申請書の受理に関すること。
	シ 第16条第1項の規定による確認規程の届出の受理及び認定に関すること。
	ス 第16条第2項の規定による確認規程の変更認定に関すること。
	セ 第16条第6項の規定による食鳥処理衛生管理者の解任命令に関すること。
	ソ 第16条第7項の規定による確認規程の報告書の受理に関すること。
	タ 第16条第8項の規定による確認規程の廃止届の受理に関すること。
	チ 第16条第9項の規定による技術的な指導及び助言に関すること。
	ツ 第17条第1項第1号、第2号の規定による食鳥検査のための持ち出しに関すること。
	テ 第17条第1項第4号の規定による食肉の販売の事業を営む者の届出の受理に関すること。
	ト 第17条第1項第6号の規定による消毒及び廃棄等のための持ち出しに関すること。
ナ 第20条の規定による廃棄等の措置命令に関すること。	
ニ 第35条第1項の規定による食鳥検査に関すること。	
ヌ 第37条第1項の規定による報告書の受理に関すること。	
ネ 第38条第1項の規定による立入検査に関すること。	

(4) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則(平成2年厚生省令第40号)第45条の規定による食鳥検査業務の事務引継ぎに関すること。	
(5) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)に規定する事務のうち次に	ア 第11条第2項の規定に違反した場合の第54条の規定による処分に関すること。ただし、食鳥処理に係る食鳥肉等及びと畜場内の獣畜の肉等に限る。

掲げるもの

イ 第28条第1項の規定による収去に関する事。ただし、食鳥処理に係る食鳥肉等及びと畜場内の獣畜の肉等に限る。

(6) 牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)第7条第2項の規定による牛の特定部位使用申請書, 牛の特定部位焼却免除申請書及び変更届の受理に関する事。